

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

開催ご案内

北海道労働局長登録第3号

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月から建築物の解体・改修等の作業を行うときは、厚生労働大臣が定める者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、検査試験に合格した者）による事前調査が義務付けられることになりました。当支部では、標記講習を以下のとおり開催いたします。

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員（予定）

開始時刻の10分前までに受付をしてください。

日時【1日目】令和6年7月30日(火) 8:20～16:10

【2日目】 7月31日(水) 8:20～16:40

場所 室蘭建設会館（室蘭市入江町1番74）

定員 70名

2. 科目及び試験

- | | |
|------------------------|--------|
| ① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 1時間00分 |
| ② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 1時間00分 |
| ③ 石綿含有建材の建築図面調査 | 4時間00分 |
| ④ 目視調査の実際と留意点 | 4時間00分 |
| ⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間00分 |
| ⑥ 検査試験(択一式筆記試験) | 1時間30分 |

3. 時間割（予定）

① 1日目

時間	8:20～8:30	8:30～11:50	11:50～12:40	12:40～16:00	16:00～16:10
項目	オリエンテーション	講義 (休憩10分×2)	昼食休憩	講義 (休憩10分×2)	修了確認

② 2日目

時間	8:20～8:30	8:30～11:50	11:50～ 12:40	12:40～14:50	15:00～ 15:10	15:10～16:40
項目	オリエンテーション	講義 (休憩10分×2)	昼食休憩	講義 (途中休憩10分)	検査試験 説明	検査試験

4. 受講資格及び資格証明書類(次のいずれかに該当する者)

記号	受講資格	資格証明書類等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	「修了証写し」
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	「卒業証書写し又は卒業証明書」及び「実務経験証明 A」
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務を有する者	「左記に示す技能講習修了証写し」及び「実務経験証明 C」
(8)	建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	「実務経験証明 D」
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して 2 年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	「実務経験証明 E」
(11)	労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者	「実務経験証明 D」
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務経験を有する者	「登録証写し」及び「実務経験証明 C」

※ 卒業証書写し又は卒業証明書は、建築に関する課程等の修了が分かるものを提出してください。

5. 科目免除

受講資格の(1)「石綿作業主任者技能講習修了者」に該当する者は、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」の受講免除を受けることができます。なお、受講免除者でも希望者は「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」を聴講することができます。

6. 考査試験及び修了証

- ① 2 日目の講義終了後、引続き考査試験を行います。
 所定の科目と時間のすべてを受講しなければ考査試験を受けることができません。
 考査試験は、「全科目合計の 6 割以上の得点」及び「科目ごとに 4 割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- ② 考査試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(H B・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 合格者には「修了証」を交付します。不合格者には「受講証明書」を交付します。「修了証」、「受講証明書」は受講者個人宛に申込書記載の現住所等へ「特定記録」で郵送します。
- ④ 不合格の場合、講習修了年度の翌々年度まで再受験が可能ですので、詳細は「受講証明書」をご確認ください。

7. 受講料

- ① 全科目受講者 受講料(教材費込み) 44,000円(消費税込み)
- ② 科目免除者 受講料(教材費込み) 41,250円(消費税込み)

8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更されている方は表裏の両面)、パスポート、マイナンバーカード(表面のみ)
住民票(個人番号が記載されていないもの)・健康保険証(住所が記載されているもの)等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦 3.0 cm×横 2.5 cm)
正面、上半身、無帽、無背景で申込前 6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。)
- ④ 「受講資格証明書類」(「4. 受講資格及び資格証明書類」記載の書類)
科目免除を受ける方は、「石綿作業主任者技能講習修了証」の写しを添付してください。(表裏の両面)
- ⑤ 「受講料」
- ⑥ 「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)

9. 申込方法

- 「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを室蘭分会事務局へ持参してください。
受付終了後、「受講券、領収書、テキスト」をお渡しいたします。予約は行っておらず、申込順の受付となります。
※受付開始日前の申込受付はいたしかねます。
※電話・FAX での受付は行っておりません。
※受付時間は土日祝日以外の 9:00~16:30 です。

10. 申込み先

建設業労働災害防止協会北海道支部室蘭分会(略：建災防室蘭分会)

〒051-0023 室蘭市入江町1番74 室蘭建設会館2階 TEL 0143-25-1255

申込受付開始 6月26日(水)

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締め切りは定員に達した時点で受付を締め切りますのでご了承ください。
なお、申込み人数が15名以下の場合は実施いたしませんのでご了承ください。
- ② 原則として受け付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。
- ③ 証明写真(カラー、縦 3.0 cm×横 2.5 cm、裏面に氏名記入) 1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 講習科目の一部免除を受ける方は、受講する科目の開始時刻の20分前までに会場へ来ていただき、受け付けをしてください。免除科目を聴講する場合は全科目受講者と同様に受け付けをしてください。

- ⑤ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(H B・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は50分間予定ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑧ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。
- ⑨ 受動喫煙防止のため、建設会館及び敷地内は禁煙となっております。

13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認	※事務管理者	※担当者

※欄は記入しないで下さい。

※受付 第

号

カラー写真1枚
縦3.0×横2.5
この欄には糊付け
せず、写真裏面に
氏名を記入して
提出して下さい

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)受講申込書

ふりがな				性別	生 年 月 日		
氏 名				男	昭和	年	月 日
				女	平成	(満	歳)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(○印)	有 無	併記を希望する氏名又は通称				
住 所	〒 - 日中連絡の取れる電話(携帯等) () -						
所 属 事 業 場	住所	〒 -					
	事業場名						
	連絡担当者	所属部署 職氏名	電話 () -				
受講資格	裏面の「受講資格」の記号(1)から(12)のうち該当するものに○印をつけ、「資格証明書類等」記載の書類を本申込書に添付してください。また、「実務経験証明」に必要な証明を受けてください。						
科目免除希望の有無(○印)	有 無	科目免除を受ける場合は、「石綿作業主任者技能講習修了証」の写しを添付してください。なお、科目免除者も免除科目を聴講することができます。					
修了証等の送付先	修了証・不合格通知書等は、申込者住所へ郵送します。他住所を希望する場合は郵送先を記入してください。		〒 -		電話 () -		
				受講希望日(○印)	第1回 7月30日～7月31日		

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

令和 年 月 日 申込者
(受講者氏名)

【申込書記入にあたっての注意事項】

- ① 経験年数等の事業主が証明した事項を訂正する場合は、事業主証明欄の印鑑と同じ印鑑で訂正してください。修正液や受講者の印鑑は認められません。
- ② 個人事業主が自ら受講する場合、経験年数は第三者の証明が必要となります。
- ③ 申込書に記入いただいた個人情報、講習のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

【受講申込書提出先】 〒051-0023 室蘭市入江町1番74室蘭建設会館2階 (TEL0143-25-1255)

建設業労働災害防止協会北海道支部室蘭分会(略称:建災防北海道支部室蘭分会)

裏面にも記入欄があります。必ず裏面も記入してください。

【※事務局記入欄】

知識1	知識2	図面調査	留意点	報告書	合計	判定	修了証番号	号
						合 否	修了証交付年月日	令和 年 月 日
4/10	4/10	14/35	14/35	4/10	60/100			

申込者(受講者)氏名

受講資格

「記号(1)から(12)」のうち該当する記号に○印を付け、「資格証明書等」欄の証明書類を申込書に添付してください。卒業証書写し又は卒業証明書は、建築に関する課程等の修了が分かるものを提出してください。

記号	受講資格	資格証明書等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	「技能講習修了証写し」
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	「卒業証書写し又は卒業証明書」及び「実務経験証明A」
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限る。同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。)(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	「実務経験証明B」
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	「技能講習修了証写し」及び「実務経験証明C」
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	「実務経験証明D」
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者	「実務経験証明D」
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	「実務経験証明E」
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	「実務経験証明D」
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	「登録証写し」及び「実務経験証明C」

実務経験証明

以下の該当する欄に事業主・行政機関等の証明を受けてください。

実務経験証明欄A：受講資格(2)(3)(4)(5)の実務経験証明欄	
受講資格に必要な学歴(卒業証書の写し又は卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)	
卒業	卒業
建築に関する実務経験年月	年 月 ~ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
事業場名	
代表者役職・氏名	代表者印
実務経験証明欄B：受講資格(6)の実務経験証明欄	
建築に関して11年以上の実務経験	
年 月 ~ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
事業場名	
代表者役職・氏名	代表者印
実務経験証明欄C：受講資格(7)(12)の実務経験証明欄	
建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。)	
年 月 ~ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
事業場名	
代表者役職・氏名	代表者印
実務経験証明欄D：受講資格(8)(9)(11)の実務経験証明欄	
建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて2年以上の実務経験	
年 月 ~ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
事業場名	
代表者役職・氏名	代表者印
実務経験証明欄E：受講資格(10)の実務経験証明欄	
受講資格において定められた、労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。	
所在地	
事業場名	
代表者役職・氏名	代表者印